

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に関する
公聴会における質問に対する回答

令和6年2月13日
運輸審議会

目 次

○運輸審議会委員からの質問に対する国土交通省の回答

- ・ 一般貨物自動車運送事業に係る「標準的な運賃」の告示制度が導入された令和2年4月以降の関係各者の取組状況とその効果について、国土交通省としての評価を伺いたい。今回の見直しに至った背景・必要性について、冒頭陳述及び各公述人の口述に触れられていたが、付言される事柄があれば伺いたい。今回の見直しの内容は、これまでの取組の成果、関係者の要望などを踏まえた見直しになっているのか、また、関係者の要望はどのような方法で把握されたのか伺いたい。・・・ 2
- ・ 「物流革新に向けた政策パッケージ」において、①商慣行の見直し、②物流の効率化、③荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が掲げられている。特に、商慣行の見直しやトラックドライバーの処遇改善を実現していく上で、この「標準的な運賃」の果たすべき役割について、どのようなことを期待されているのか。・・・ 4
- ・ 今回の告示における「標準的な運賃」の見直しの内容について伺いたい。「標準的な運賃」をさらに実効力のあるものにするためにどのような工夫が行われたか。特に、荷役作業などに関する対価について、荷物の性質や重量などによって、それぞれ異なるものと思われるが、今回、標準的な水準を示すことの意味について、ご説明願いたい。・・・ 5
- ・ 現時点での関係各者の受け止め・理解、又物流事業者、荷主企業、一般消費者の協力が必要と考えるが、今後他省庁含め関係者とどのように連携していくのか。物流インフラを維持する為、荷主等への理解を含め「標準的な運賃」の考え方の周知、徹底、活用をどのように図るか。・・・ 6
- ・ 今回新たに「標準的な運賃」を設定することになるが、その効果をどのように把握する予定であるかについてお答えいただきたい。「標準的な運賃」の実効性につき、トラックドライバーの処遇改善、経済状況等の変化への対応等を含め、これを確保するための措置をお答えいただきたい。新たな「標準的な運賃」の設定に伴う、より効果的なトラックGメンによる監視・指導のあり方について、可能な範囲でご説明いただきたい。・・・ 7

運輸審議会委員からの質問に対する所管局の回答

○山田委員からの質問に対する申請者の回答

一般貨物自動車運送事業に係る「標準的な運賃」の告示制度が導入された令和2年4月以降の関係各者の取組状況とその効果について、国土交通省としての評価を伺いたい。

令和2年4月の告示以降、国土交通省としては業界団体と連携し、運送事業者のみならず、荷主などへの周知・浸透を図ってきたところ。

こうした中、令和4年度末に国土交通省が実施したアンケート調査では、「標準的な運賃」を参考として、荷主に対し運賃交渉を行った運送事業者が、前年度を上回る約7割となったとの結果が出ている。

一方、交渉の結果、荷主から一定の理解を得られたのは、このうち約6割にとどまっており、取組はまだ道半ばであると考えている。

今回の見直しに至った背景・必要性について、冒頭陳述及び各公述人の口述に触れられていたが、付言される事柄があれば伺いたい。

トラック運送業を持続可能な産業としていくためには、適正な労働時間と適正な賃金が担保された、魅力ある職場としていくことが重要である。

政府としても、物価上昇を上回る持続的で構造的な賃上げが行われる経済を目指しているところ、今般の見直しは、トラックドライバーの賃上げの原資となる適正な運賃を収受できる環境を整備するために不可欠と考えている。

今回の見直しの内容は、これまでの取組の成果、関係者の要望などを踏まえた見直しになっているのか、また、関係者の要望はどのような方法で把握されたのか伺いたい。

今般の見直しにあたっては、令和5年8月に、行政機関、学識経験者、荷主団体、物流事業者団体等を構成員とする有識者会議を立ち上げ、見直しに係る論点について、議論を行って

きた。

諮問案の根拠である、令和5年12月に公表した有識者会議の提言については、関係者の意見などを伺いつつ、とりまとめたものである。

○大石委員からの質問に対する申請者の回答

「物流革新に向けた政策パッケージ」において、①商慣行の見直し、②物流の効率化、③荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が掲げられている。特に、商慣行の見直しやトラックドライバーの処遇改善を実現していく上で、この「標準的な運賃」の果たすべき役割について、どのようなことを期待されているのか。

「標準的な運賃」は、他の産業と比較して賃金が低いなど、労働条件の改善が課題となっているトラック運送業において、賃上げの原資となる適正な運賃を収受できる環境を整備するために極めて重要な役割を果たしていると認識している。

今般の見直しが、トラックGメンや法改正など適正な運賃収受のための他の施策と相まって、トラックドライバーの処遇改善に寄与し、「2024年問題」への対応策の1つとして効果を発揮することを期待している。

○二村委員からの質問に対する申請者の回答

今回の告示における「標準的な運賃」の見直しの内容について伺いたい。「標準的な運賃」をさらに実効力のあるものにするためにどのような工夫が行われたか。

今般の見直しにあたっては、第一に、荷主等に適正に転嫁できるよう、現下の物価動向を踏まえ、運賃水準を約8%引き上げるとともに、これまで十分に収受できていなかった、荷役等の対価を新たに加算できるよう見直すこととしたところ。

第二に、多重下請構造の是正を図り、実運送事業者が適正な運賃を収受できるよう、「下請け手数料」を設定することとした。

第三に、積載率の向上等に資するよう、共同輸配送を念頭に置いた「個建運賃」など、多様な運賃・料金の設定の考え方を示すこととした。

特に、荷役作業などに関する対価について、荷物の性質や重量などによって、それぞれ異なるものと思われるが、今回、標準的な水準を示すことの意味について、ご説明願いたい。

荷役作業の対価については、荷物の性質や重量において異なることから、詳細な作業ごとにその水準を定めることは難しい一方、実態として、荷役料金を荷主等から収受できている運送事業者は、全体の約3～5割にとどまるといった調査結果も出ており、交渉力の格差を是正することが急務と認識している。

このため、有識者会議における議論を踏まえ、公共工事設計労務単価表を参考に、「機械荷役」「手荷役」に大別して、荷役作業に係る対価の水準を示すこととしたところであり、この具体的な水準を活用して運送事業者が荷主等と運賃交渉をすることにより、業務の対価を適正に収受できるようになることを期待している。

○和田委員からの質問に対する申請者の回答

現時点での関係各者の受け止め・理解、又物流事業者、荷主企業、一般消費者の協力が必要と考えるが、今後他省庁含め関係者とどのように連携していくのか。

今般の見直しにあたっては、令和5年8月に、行政機関、学識経験者、荷主団体、物流事業者団体等を構成員とする有識者会議を立ち上げ、見直しに係る論点について、議論を行ってきたところであり、その方向性については関係者にご理解いただいていると認識している。

また、新たな「標準的な運賃」を告示した後は、業界団体と連携した運送事業者への周知・浸透のみならず、経済産業省や農林水産省など荷主所管省庁と連携して荷主団体にも理解と協力を求めていくとともに、公正取引委員会や中小企業庁といった価格転嫁に係る省庁とも連携し、適正な取引環境の実現に全力を尽くしていく。

物流インフラを維持する為、荷主等への理解を含め「標準的な運賃」の考え方の周知、徹底、活用をどのように図るか。

新たな「標準的な運賃」の告示と同時に発出を予定している、通達やガイドラインにおいて、見直しの趣旨や具体的な活用事例などを示し、荷主、運送事業者双方に周知・浸透を図ってまいりたい。

○三浦委員からの質問に対する申請者の回答

今回新たに「標準的な運賃」を設定することになるが、その効果をどのように把握する予定であるかについてお答えいただきたい。

新たな「標準的な運賃」を告示した後は、実際の契約額との関係や、改定後の運賃を原資とするトラックドライバーの賃上げの状況などについて、実態把握を行っていく。

「標準的な運賃」の実効性につき、トラックドライバーの処遇改善、経済状況等の変化への対応等を含め、これを確保するための措置をお答えいただきたい。

新たな「標準的な運賃」を告示した後は、運送事業者や荷主などに対し、改めて周知・徹底を図るとともに、

- ・トラックGメンによる、適正な取引を阻害する疑いのある荷主や元請事業者に対する是正指導、
- ・元請事業者に対して、多重下請構造の是正指導に向けた取組を義務付けるなど、適正な運賃導入を進める法律案、

など総合的な取組により、関係省庁・産業界とも連携し、実効性を担保していく。

新たな「標準的な運賃」の設定に伴う、より効果的なトラックGメンによる監視・指導のあり方について、可能な範囲でご説明いただきたい。

トラックGメンについては、令和5年11月・12月の「集中監視月間」も踏まえ、是正指導を強化し、令和6年1月には悪質な荷主等2社に対する勧告・公表を実施したところ。

今後、新たな「標準的な運賃」の告示も念頭に、運賃・料金の不当な据え置きなど適正取引の阻害行為が疑われる荷主等に対しては、要請や勧告・公表を行うなど、厳正に対処していく。